

## 富士川町新規工業団地整備基礎調査支援業務委託

### 公募型プロポーザル 実施要領

#### 1. 目的

本町では「第三次総合計画」並びに「デジタル田園都市構想総合戦略」に位置づけられた、企業誘致の推進や雇用機会の拡大などの施策を実行実現するため、新たに産業集積用地整備実施計画を策定し、新規産業集積用地整備事業（以下、「本事業」という。）に着手することとした。

策定にあたっては、業務全般に関する豊富な経験や高度な知識、実績、企画力などを有する事業者から優れた提案を得るため、公募型プロポーザル方式により業務委託者を選定することとし、選定する場合の手続きについて必要な要領を定めるものである。

#### 2. 業務委託内容

##### (1) 業務名

富士川町新規工業団地整備基礎調査支援業務

##### (2) 業務内容

別紙「新規工業団地整備基礎調査支援業務委託仕様書」のとおり

##### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

##### (4) 発注者

富士川町長

##### (5) 予算限度額

委託料の上限額は 26,272,400円とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、当該業務の規模を示すためのものであることに留意すること。

#### 3. 委託者選定方式

公募型プロポーザル方式

#### 4. 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 山梨県内に本店、支店又は営業所を有する単独企業とする。

(2) 「令和7・8年度富士川町入札参加資格者名簿」の「物品役務」の4304：[調査・研究・企画]計画策定・支援、4305：[調査・研究・企画]調査・調査支援に登録されていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定

に該当していないこと。

- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5)破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (7)企画提案書の提出期限において、富士川町の指名停止を受けていないこと。
- (8)法人税、消費税、地方消費税及び市町村税等の滞納がないこと。
- (9)過去5年間に於いて、地方公共団体における土地利活用等に係る調査研究・資料収集・計画支援業務等の策定実績があること。

## 5. 選考スケジュール

- (1)公告(募集開始・仕様書等公開)：令和8年4月17日(金)
- (2)質問の受付期間：令和8年4月17日(金)から  
令和8年4月21日(火)正午まで
- (3)質問の回答期限：令和8年4月24日(金)まで
- (4)参加表明書の提出期限：令和8年4月30日(木)午後5時まで
- (5)書類審査結果通知：令和8年5月7日(木)
- (6)企画提案書の提出期限：令和8年5月11日(月)午後5時まで
- (7)プレゼンテーション実施通知：令和8年5月13日(水)発送
- (8)プレゼンテーション実施：令和8年5月20日(水)
- (9)最終選考結果の通知：令和8年5月21日(木) 予定
- (10)契約の締結：令和8年5月26日(火) 予定

## 6. 実施要領の配布

- (1)配布期間  
公告から令和8年4月30日(木)午後5時00分まで
- (2)配布場所  
本町ホームページ上にある「富士川町新規工業団地整備基礎調査支援業務」から入手すること。

## 7. 質問の受付及び回答方法

本業務に関し質問がある場合は、質問用紙(様式12)により電子メールにて「7.(2)提出先・電子メールアドレス」へ提出すること。なお、必ず電話により受信の確認をすること。

(1)受付期間

令和8年4月17日(金)から令和8年4月21日(火)正午まで

(2)提出先

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134

富士川町役場 2階 産業振興課

電話 0556-22-7202(直通) FAX 0556-22-5290

電子メールアドレス: sangyou@town.fujikawa.lg.jp

(3)回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月24日(金)までに質問回答書としてとりまとめ、本町ホームページに掲載する。なお、回答にあたり、質問をした企業名又は名称等は明らかにしない。また、質問内容に事業者が特定されるものがある場合は、回答から除外する。

(4)その他

- ①上記の受付方法及び受付期間以外の質問は、一切受け付けない。
- ②回答の内容に疑義がある場合でも、町はそれ以上の質問に回答しない。
- ③回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

## 8. 参加表明書の提出及び書類審査について

本プロポーザルに参加を表明するものは、次の書類に必要事項を記載し、各書類1部を本町に提出すること。

(1)提出書類

- ①参加表明書(様式1)
- ②会社概要等(様式2)
- ③業務実績書(様式3) ※過去5年間までの類似業務実績
- ④同種業務実績書(様式4)
  - ・土地面積3000㎡以上の開発行為・土地区画整理事業・土地利用計画・土地利活用等の調査・研究・資料収集・計画策定・事業支援・コンサルティングのいずれかの業務とする。
  - ・地方公共団体・公共機関・民間事業者のいずれかの発注業務とする。
  - ・民間事業業務は、会社名(商号)を仮名とし業種を記載する。  
(例:A社 半導体製造業)
  - ・実績は過去5年間とし、件数は5件までとする。
- ⑤協力会社概要書(様式5)
  - ・本業務に携わる予定の協力会社がある場合は提出する。
  - ・主な事業内容は、同種業務実績書に準じる。
  - ・過去5年間とし、件数は5件までとする。
- ⑥本業務の実施体制(様式6)

⑦総括担当者の実績等（様式7）

⑧技術担当者の実績等（様式8）

(2)提出期限

令和8年4月30日(木)午後5時00分まで

(3)提出方法

持参又は郵送(必着)による。持参の場合は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出期限内に必着のこと。

(4)提出場所

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134

富士川町役場 2階 産業振興課

(5)留意事項

- ・提出後の提案内容変更及び追加はできない。

(6)書類審査

- ・書類審査は、参加表明者の構成及び資格要件の適格審査を行う。
- ・提出書類に虚偽、不正の記載があった場合又は、要件を満たしていない場合は失格とする。
- ・書類審査の結果、失格となった参加表明者には、令和8年5月7日(木)に通知する。

## 9. 企画提案書の提出

提案書は以下の様式を利用して作成すること。規格はA4版片とじ・縦型・横書き・片面とする。また、正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないように留意すること。

(1)提出書類

①企画提案書提出届（様式9）

②企画提案書（様式10）

- ・実施要領、審査評価基準表B企画提案内容の評価、評価基準により提案すること。

- ・仕様書により提案すること。

③提案価格（様式11）

- ・価格の構成を明示すること。

(2)提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時まで

(3)提出場所

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134

富士川町役場 2階 産業振興課

(4)提出方法

持参又は郵送(必着)とする。持参の場合は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出期限内に必着のこと。

(5) 提出部数

13部

※正本1部とし、副本12部は複写可とする。

(6) 留意事項

① 提出書類の返却は行わない。

② 提出後の提案内容変更及び追加はできない。

③ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合は失格とする。

## 10. プレゼンテーションの実施

委託業者の選定は、富士川町新規工業団地整備基礎調査支援業務公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)において、企画提案書及びプレゼンテーションと価格の内容を評価し、合計得点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

提案者が4者以上ある時は、審査評価基準表A(書類審査)による採点を行い点数が高い3者を選定して実施する。

なお、合計得点が最も高い提案者が2者以上ある時は、プレゼンテーションの評価得点が高い提案者を選定する。

また、参加提案者が1者の場合も選定を行う。

(1) 開催日時

令和8年5月20日(水) 午後2時00分～午後4時00分(予定)

※ただし、日時については、参加提案数等により変更する場合もあるため、日時及び場所等の詳細については別途連絡する。

(2) 開催場所

富士川町役場 2階201会議室(予定)

※控室は富士川町役場2階204会議室(予定)

(3) 出席者

各者4名以内

(4) 発表時間

各者30分程度

(提案者からの説明20分程度、選定委員からの質疑10分程度)

(5) 説明資料等

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された参加表明書関係書類及び企画提案書関係書類とし、新たに書き加えること及び別の書類等を追加することはできない。プロジェクター及びスクリーンによる説明はできないも

のとする。

なお、プレゼンテーションは非公開とする。

## 11. 審査結果の通知

最終選考の結果については、参加表明書記載の住所宛てに令和8年5月21日（木）に通知する。なお、審査内容及び審査経過は公表せず、審査結果については意義の申し立ては受け付けない。

また、契約の締結は、令和8年5月25日（月）までに文書で通知する予定である。

## 12. 提案者の失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正の接触をした場合
- (4) 本要領「2. (5) 予算限度額」を超える金額で価格提案がされた場合
- (5) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

## 13. 契約の協議及び締結

### (1) 契約内容の協議

業務候補者は、選定後速やかに町と企画提案内容に基づく協議を行った後、見積書を提出する。町は、企画提案内容及び見積書により、業務候補者と契約を締結する。

なお、契約金額は、原則として、企画提案時に提出した提案価格を超えないものとする。ただし、町との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではない。

### (2) 契約書の作成

本事業の契約については、町で契約書を作成する。

### (3) 次点候補者との協議

町は、業務候補者との契約内容に関する協議が不調となり契約締結ができなくなった場合は、次点候補者と契約内容に関する協議を行い、次点候補者を業務候補者とし契約を締結するものとする。

### (4) 契約保証金

契約保証金は、財務規則第161条に基づき納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共事業の前払

保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に変えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合の契約保証金は、これを免除するものとする。

#### 14. その他留意事項

- (1)採用されなかった企画提案書は、提出者に返却しないものとする。
- (2)提出した企画提案書を富士川町の了解なく公表、使用してはならない。
- (3)企画提案書の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

#### 審査評価基準表

##### A 会社状況・実施体制の評価（書類審査）

項目	審査項目	評価基準
1	業務実績	富士川町における業務実績
2	会社概要等 業務実績書	全国における関連業務実績
3	同種業務実績書 協力会社概要書 (過去5年間の実績)	山梨県内における関連業務実績
4	実施体制 本業務の実施体制	担当者(総括担当者・技術担当者等)の配置 体制 協力会社との連携体制
5	人事配置 総括担当者の実績等 技術担当者の実績等	関連業務実績 当該同種分野の経験年数

B 企画提案内容の評価（ヒアリング審査）

項目	審査項目	評価基準
1	事業への理解	本町における工業団地整備事業の目的や事業効果について十分理解しているか
2	実施方針 企画提案書	法令許認可等を理解した上で、適正な事業導入手法を選定しているか
		計画書や関係調書など策定に係る手法・手順などは適正な方法であるか
		事業用地を選定するにあたり、調査項目・調査手法・手順などは適正であるか
		事業導入に係る関係法令許認可等について、手法・手順などを理解しているか
		業務遂行のため、適正な作業工程が示されているか
		計画書・関係調書等の策定に係る必要な図面等の種類などを理解しているか
		事業用地の価格算定の手法を理解しているか
		事業全体に係る概算事業費の算定方法は、適正であるか
3	プレゼンテーション	プレゼンテーションは分かりやすく説明が明解であるか
		知識・経験に裏付けられた、実現可能な提案であるか
		業務に対する取り組み意識が高く、熱意が感じられるか
		質問に対する応対は明確かつ迅速であるか
4	提案価格	・事業費の範囲内で、業務内容に見合った適正かつ妥当な金額であるか。